

(公社) 宮城県トラック協会 御中

※取り急ぎ、FAXにてお送りします。全ト協発第 号(企)
平成26年1月23日

都道府県トラック協会 会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 星 野 良 三**適正な取引の確保及び輸送の安全を阻害する行為の防止等のための省令等の改正について**

平素は、当協会の事業運営等につきまして種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、国土交通省の「トラック産業に係る取組作業部会」等において、貨物自動車運送事業における輸送の安全確保対策に関し、これまで様々な議論・検討が行われてきたところです。

また、貴協会におかれましても、業界としての意見調整・取りまとめにあたり、種々の御支援、御協力を頂いており、改めて深く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局長より、適正な取引の確保及び輸送の安全を阻害する行為の防止に向けて、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」による運送条件等に係る重要事項の書面化推進、並びに貨物自動車運送事業法に基づく荷主勧告制度の改正について、別紙の措置を実施する旨の通知がありました。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、貴協会傘下会員事業者あてに周知して頂きますようお願い申し上げます。

【参考】国土交通省ホームページ**■国土交通省自動車局報道発表**

◎適正な取引の確保及び輸送の安全を阻害する行為の防止等のための省令等の改正について

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000066.html

◎貨物自動車運送事業法における荷主勧告の運用通達を改正します！

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000065.html**■貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果について**<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155130914&Mode=2>

◇本件お問い合わせ先

(公社) 全日本トラック協会 企画部 和田・本間・長谷川

電話：03-5323-7625(企画部) FAX：03-5323-7230

26.1.24
第257号